

分類	事項	ご意見、ご要望	回答府省庁	回答
リスク分担	指定管理者制度の留意点	・PF事業に指定管理者制度を活用する場合の実務上の取扱いについて、留意点を整理する必要があると考えるがどうか。	総務省	PF事業に指定管理者制度を活用する場合の実務上の取扱いについては、今後とも必要に応じて留意点を整理していく予定である。
リスク分担	占有期間とPF事業実施期間の相違	・占有期間とPF事業期間が一致しないため、PF事業期間中に占有期間が終了し、更新されないリスクが存在する。占有期間とPF事業期間が一致するようにすべきと考えるがどうか。	国土交通省	PF事業者が行う国土交通省所管の公共施設等の整備等に関する行為は、従来型の公共事業において当該施設の根拠法の占有許可が不要であると同様に、PF事業についても占有許可のための手続きは不要である。従って、協定等に基づくPF事業について占有許可が協定締結期間に対する制約となることはない。 一方、整備対象施設が他の国土交通省所管の法律による占有許可を受ける必要がある場合については、従来型の公共事業においても占有許可を受けて設置しているところであり、PF事業である場合に限り占有許可期間を長くすることは官民のイコールフットingの観点からも不適切と考えられる。
リスク分担	独立行政法人のリスク明確化	・独立行政法人がPF事業を実施する場合に、当該法人の信用力を評価することが困難であり、当該法人が解散に至った場合の対応策や所管官庁との財務上の関係が明確でなく、リスクが存在する。何らかの対応が必要と考えるがどうか。	文部科学省	金融機関等との協議を踏まえ、国立大学法人が実施するPF事業については、以下の措置を講じたところである。 中期計画にPFを実施する旨及び中期計画期間を超える債務負担を記載し、文部科学大臣の認可を受ける。 平成16年1月22日付け「国立大学法人等における平成16年度のPF事業について」において、平成16年度に実施するPF事業について、施設整備費補助金等を交付し、着実な事業の実施を支援することを表明。  このように国立大学法人の制度設計に基づく中期計画等、現行制度で可能な最大限の対応をしているところであるが、なお民間には、法人が行うPF事業に対し、最長30年度に亘る国庫債務負担行為の設定の仕組が必要との意見もあり、今後、独立行政法人全般について検討を行う必要があると考える。  法人が解散に至った場合については、「法人の解散の理由は、(中略)さまざまなものが考えられるのみならず、解散時に処理すべき内容も千差万別であり、通則的に定めることは不可能」(独立行政法人制度の解説『独立行政法人制度研究会編』)であることから、「別に法律で定める。」(独立行政法人通則法第66条)「通則法第66条を準用する。」(国立大学法人法第35条)とされており、解散時に定められる法律において規定される等の措置がとられる。
リスク分担	都市開発行為の許可	・選定事業者による開発行為について、公共施設等の管理者等が自ら行う場合と同等に取り扱う必要があると考えるがどうか。	国土交通省	選定事業者が開発行為を行う場合に、公共施設等の管理者等の何らの関与も受けずに行われるものは、通常の民間事業者が行う開発行為と全く同等であるので、そのような場合には開発許可の取得が必要と考えられる。
金融	担保制度の充実	・円滑な資金調達を図るため、以下については検討すべきと考えるがどうか。 PF事業社債の発行を検討するために、担保附社債信託法における担保種類制限の撤廃を検討する。 シンジケートローンにおける担保権の管理において、信託制度の整備の必要性について検討する。	法務省	について 平成16年度以降、担保附社債信託法における担保の種類制限の撤廃を含め、担保附社債の担保についての適切な規制の在り方について検討する予定である。  について 平成16年度中に法制審議会において信託法の見直しに関する専門部会を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていく予定である。 シンジケートローンにおける担保権の管理において、信託制度の整備の必要性があるか否かについては、現行信託法制下における種々の問題点の把握や分析に努めている段階であり、現時点では検討の方向性は未定であるが、上記関係法案提出までに所要の結論を明らかにする予定である。
			金融庁	の関連 信託業における受託可能財産の制限を撤廃すること等を内容とする「信託業法案」を第159回通常国会に提出し、同国会において閉会中審査案件とされた。
税 補助金	地方交付税の算定	・PF事業に係る地方交付税の措置について、明確化する必要があると考えるがどうか。	総務省	PF事業に係る地方交付税の措置については、平成12年3月29日付自治調第25号各都道府県知事 各指定都市市長あて自治省財政局長通知「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」において示しているところ。

「PF推進委員会中間報告 - PFのさらなる展開に向けて - 」において指摘された事項に対する関係府省庁の回答 (平成16年7月9日現在)

分類	事項	ご意見、ご要望	回答府省庁	回答
その他	PF事業の範囲	<p>・PF事業の趣旨を考えれば、維持管理・運営に重きを置くもの、既存施設を整備活用するもの、施設に付随する機材等の整備などについてもPF事業の範囲に含むべきと考えるがどうか。</p>	内閣府	<p>PF法第二条第2項に規定されているとおり、左記のような施設の建設を伴わない、維持管理・運営等のみを行う事業についても、PF事業になり得る。</p>